

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年2月19日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(督促) 第18条 局長又は病院長は、納入通知書を発行した収入金が納期限までに納付されないときは、納期限後20日以内 <u>(病院の医業活動に係る収入金のうち患者が納付するものについては、2月以内)</u> に督促状を発行しなければならない。 2 略	(督促) 第18条 局長又は病院長は、納入通知書を発行した収入金が納期限までに納付されないときは、納期限後20日以内に督促状を発行しなければならない。 2 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。